

特定非営利活動法人希望の会会則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人希望の会（通称、NPO法人希望の会、又はスキルス胃癌患者・家族会「希望の会」）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 本会は、スキルス性胃癌に関する情報を収集し、収集した情報をインターネット等のネットワーク、印刷物又は公開講演会若しくはシンポジウム等の手段によって発信する事業を通じて、スキルス性胃癌患者又は家族の支援を行うとともに、広く一般市民へのスキルス性胃癌の認知に努め、スキルス性胃癌の早期発見及び根治を目指す活動に資することによって、一般市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 本会は、前条の活動として、次の事業を行う。

(1) スキルス性胃癌に関する情報収集事業
(2) スキルス性胃癌に関する情報発信事業
(3) その他目的を達成するために必要な事業

2 本会は、次のその他の事業を行う。

(1) 寄附又は委託された物品の販売事業
(2) ホームページへの広告掲載事業

(会員)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員は総会において議決権を有し、賛助会員及び患者・家族会員は総会に参加することができない。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
(3) 患者・家族会員 本会の目的に賛同して入会した患者及び患者の家族

2 患者・家族会員が、正会員又は賛助会員を兼ねることを妨げない。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 患者・家族会員は、スキルス性胃癌の患者又は患者の家族に限る。
- 3 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 4 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 5 理事長は、第3項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、患者・家族会員が入会と同時に、又は入会後、新たに正会員若しくは賛助会員となる場合には、正会員若しくは賛助会員としての入会金を免除する。

- 2 会費の納入については、原則として、入会と同時又は4月に1年分の納入とする。
- 3 事業年度の途中で入会する場合、当該事業年度の会費は、正会員にあっては入会月が4月～9月では1年分、10月～3月では1年分の半額とし、賛助会員にあっては、入会月にかかるわらず1口当たり1年分とする。
- 4 入会金の納入については、入会後初めての会費とともに納入する。
- 5 既に納入した入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 2 前項の規定により会員が資格を喪失するとき、既に納入した拠出金品等は返還しない。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(禁止行為)

第12条 会員による次の行為を禁止する。

- (1) 政治、宗教、思想又は信条を推奨したり、押しつけたり、否定すること
- (2) 本会を政治活動に利用すること
- (3) 本会を宗教活動に利用すること
- (4) 治療法、薬剤、健康食品、サプリメント又は器具・装置などを勧めること
- (5) 物品等の販売
- (6) 本会において知り得た個人情報を漏洩すること

(役員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 監事が定款第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。
- 5 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
- 6 総会を欠席する正会員は、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 7 総会の議事は、定款に規定するもののほか、委任状による出席を含む出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から定款第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。
- 4 理事会に出席できない理事は、書面をもって表決することができる。
- 5 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 6 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 会則の変更は、理事会が決議し、次期総会で報告、承認を受けるものとする。

(事務局)

第18条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この会則は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成27年3月31日までとする。

3 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | |
|---------|------------|--------|-------------|-----------|
| (1) 入会金 | 正会員（個人・団体） | 3,000円 | 賛助会員（個人・団体） | 0円 |
| | 患者・家族会員 | 0円 | | |
| (2) 年会費 | 正会員（個人・団体） | 3,000円 | 賛助会員（個人・団体） | 1口10,000円 |
| | | | | (1口以上) |
| | 患者・家族会員 | 0円 | | |